千葉県社会福祉法施行細則

昭和二十九年三月三十一日
規則第十七号

改正　昭和三〇年　七月三一日規則第三六号　昭和三三年　九月三〇日規則第四五号
昭和三九年　八月　一日規則第五二号　昭和五三年　四月　一日規則第一八号
昭和五五年　四月三〇日規則第二六号　昭和六二年　四月　一日規則第三七号
平成　四年　四月　一日規則第五七号　平成一二年一〇月一三日規則第一五五号
平成二三年一〇月　七日規則第一一一号　平成二九年　三月三一日規則第一七号

千葉県社会福祉法施行細則
題名改正〔平成一二年規則一五五号〕

（目的）
第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の施行に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。
一部改正〔平成一二年規則一五五号〕

（届出、申請等の様式）
第二条　次の各号に掲げる法に基づく届出、申請等は、それぞれ当該各号に定める届出書、申請書等により行うものとする。
一　法第三十一条第一項の認可の申請　社会福祉法人設立認可申請書（別記第一号様式）
二　法第四十五条の三十六の認可の申請　社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第二号様式）
三　法第四十六条第二項の認可又は認定の申請　社会福祉法人解散認可・認定申請書（別記第三号様式）
四　法第五十条第三項及び法第五十四条の六第２項の認可の申請　社会福祉法人合併認可申請書（別記第四号様式）
五　法第六十二条第一項の届出　第一種社会福祉事業経営届（別記第五号様式）
六　法第六十二条第二項の許可の申請　第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第六号様式）
七　法第六十三条第一項、第六十四条、第六十八条又は第六十九条第二項の届出　社会福祉事業変更・廃止届（別記第七号様式）
八　法第六十三条第二項の許可の申請　社会福祉事業変更許可申請書（別記第八号様式）
九　法第六十七条第一項の届出　施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届（別記第九号様式）
十　法第六十七条第二項の許可の申請　施設を必要としない第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第十号様式）
十一　法第六十九条第一項の届出　第二種社会福祉事業開始届（別記第十一号様式）
全部改正〔昭和六二年規則三七号〕、一部改正〔平成一二年規則一五五号・二三年一一一号〕

（書類提出の義務）
第三条　社会福祉事業を経営する者は、毎会計年度終了後一月以内に次の各号に掲げる書類（助産施設を経営して社会福祉事業を経営する者にあつては、第一号に掲げる書類）を知事に提出しなければならない。
一　事業報告書
二　財産目録
三　収支決算書
四　翌年度の事業計画書
五　翌年度の収支予算書
六　役職員名簿
一部改正〔昭和五五年規則二六号〕

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　社会事業法施行細則（昭和十三年千葉県令第二十五号）は、廃止する。

附　則（昭和三十年七月三十一日規則第三十六号）

この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。

附　則（昭和三十三年九月三十日規則第四十五号）

1　この規則は、昭和三十三年十月一日から施行する。

2　この規則施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により、既に申請のなされているものについては、なお、従前の例による。

附　則（昭和三十九年八月一日規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五十五年四月三十日規則第二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六十二年四月一日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年四月一日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成十二年十月十三日規則第百五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十三年十月七日規則第百十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十九年三月三十一日規則第十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別　記

第一号様式

（第二条第一号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成４年規則57号・12年155号・29年17号〕

第二号様式

（第二条第二号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・29年17号〕

第三号様式

（第二条第三号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成４年規則57年・12年155号・29年17号〕

第四号様式

（第二条第四号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成４年規則57号・12年155号・29年17号〕

第五号様式

（第二条第五号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第六号様式

（第二条第六号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第七号様式

（第二条第七号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第八号様式

（第二条第八号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第九号様式

（第二条第九号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第十号様式

（第二条第十号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第十一号様式

（第二条第十一号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第一号様式（第二条第一号）

（表）

社会福祉法人設立認可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　様

設立者又は設立代表者
住　所
氏　名　　　　　　　　印

社会福祉法人を設立したいので、社会福祉法第31条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>社会福祉法人設立の趣意</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">法　人　の　名　称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の種類</td><td rowspan="2">社会福祉事業</td><td>第一種</td><td></td></tr>
<tr><td>第二種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公　益　事　業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">収　益　事　業</td><td></td></tr>
</table>

（裏）

資産	純資産 ⑤−⑥	内訳					
		社会福祉事業用財産		③ 公益事業用財産	④ 収益事業用財産	⑤ 財産計 ①＋②＋③＋④	⑥負債
		① 基本財産	②その他財産				
	円	円	円	円	円	円	円

役員等となるべき者	理事 監事 評議員 の別	氏名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
				事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名

注　理事のうち、理事長予定者については、「理事監事評議員の別」欄に○を付けること。

添付書類

1　設立当初において法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
2　事業を行うための財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
3　設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書並びにこれに伴う収支予算書
4　設立者の履歴書
5　設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
6　評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

第二号様式（第二条第二号）

社会福祉法人定款変更認可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

主たる事務所の所在地
名　　　　　　　　称
理　事　長　の　氏　名　　　　　　㊞

定款の変更をしたいので、社会福祉法第45条の36第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">定款変更の内容及び事由</td><td colspan="2">内　　　　容</td><td rowspan="2">事　　　　由</td></tr>
<tr><td>変更前の条文</td><td>変更後の条文</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

添付書類

1　定款に定める手続を経たことを証明する書類

2　変更後の定款

3　定款の変更が、新たに事業を経営する場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア　当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類

イ　当該事業を行うためアの書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類

ウ　当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書並びにこれに伴う収支予算書

4　定款の変更が、従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類

第三号様式（第二条第三号）

社会福祉法人解散認可／認定申請書

年　月　日

千葉県知事　　　　様

主たる事務所の所在地
名　　　　　　　称
理　事　長　の　氏　名　　　　　㊞

社会福祉法人の解散の認可／認定を受けたいので、社会福祉法第46条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">解散する理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">資　産</td><td rowspan="3">純資産
⑤－⑥</td><td colspan="6">内　　　　　容</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会福祉事業用財産</td><td rowspan="2">③
公益事業
用財産</td><td rowspan="2">④
収益事業
用財産</td><td rowspan="2">⑤
財　産　計
①＋②＋③＋④</td><td rowspan="2">⑥負　債</td></tr>
<tr><td>①
基本財産</td><td>②その他
財産</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">残余財産処分方法</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

添付書類
1　法第46条第１項第１号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類
2　財産目録及び貸借対照表
3　負債があるときは、その負債を証明する書類

第四号様式（第二条第四号）

（その一）

（表）

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

主たる事務所の所在地
名　　　　　　　称
理　事　長　の　氏　名　　　　　　　㊞
主たる事務所の所在地
名　　　　　　　称
理　事　長　の　氏　名　　　　　　　㊞

社会福祉法人の合併をしたいので、社会福祉法第50条第３項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

合併する理由				
合併により消滅する法人の名称				
合併後存続する法人	主たる事務所の所在地			
	名称			
	事業の種類	社会福祉事業	第一種	
			第二種	
		公益事業		
		収益事業		

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="15">合併後存続する法人</td><td rowspan="3">資産</td><td colspan="2" rowspan="2">純資産
⑤－⑥</td><td colspan="2">社会福祉事業用財産</td><td rowspan="2">③公益事業用財産</td><td rowspan="2">④収益事業用財産</td><td colspan="3" rowspan="2">⑤
財産計
①＋②＋③＋④</td><td colspan="2" rowspan="2">⑥負債</td></tr>
<tr><td>①基本財産</td><td>②その他財産</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td colspan="3">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td rowspan="12">役員等</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">理事監事評議員の別</td><td rowspan="2">氏名</td><td rowspan="2">親族等の特殊関係者の有無</td><td colspan="5">役員の資格等
（該当に○）</td><td colspan="2">他の社会福祉法人の理事長への就任状況</td></tr>
<tr><td>事業経営識見</td><td>地域福祉関係</td><td>管理者</td><td>事業識見</td><td>財務管理識見</td><td>有無</td><td>法人名</td></tr>
<tr><td rowspan="5">引き続き役員等となる者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">新たに役員等となる者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注

1　理事のうち、理事長については、「理事監事評議員の別」欄に○を付けること。

2　この申請書には、社会福祉法施行規則第６条第１項第１号から第４号までに掲げる書類を添付すること。

（その二）

（表）

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

主たる事務所の所在地
名　　　　　　　　称
理　事　長　の　氏　名　　　　　　　　㊞
設立事務共同執行者住所氏名　　　　　　㊞
主たる事務所の所在地
名　　　　　　　　称
理　事　長　の　氏　名　　　　　　　　㊞
設立事務共同執行者住所氏名　　　　　　㊞

社会福祉法人の合併をしたいので、社会福祉法第54条の６第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="4">合　併　す　る　理　由</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">合併により設立する法人</td><td colspan="3">主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">名　　　　　　称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の種類</td><td rowspan="2">社会福祉事　　業</td><td>第一種</td><td></td></tr>
<tr><td>第二種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公　益　事　業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">収　益　事　業</td><td></td></tr>
</table>

（裏）

合併後存続する法人	資産	純資産⑤－⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計①＋②＋③＋④	⑥負債
			①基本財産	②その他財産				
		円	円	円	円	円	円	円

合併後存続する法人	役員等となるべき者	理事監事評議員の別	氏名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
					事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名

注

1　理事のうち、理事長については、「理事監事評議員の別」欄に○を付けること。

2　この申請書には、社会福祉法施行規則第６条第１項第１号から第４号までに掲げる書類を添付すること。

第５号様式（第２条第５号）

第一種社会福祉事業経営届

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

所　在　地
名　　　称
代表者の氏名　　　　　　　㊞

第一種社会福祉事業を経営したいので、社会福祉法第62条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>施設の名称</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">設置者の氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設の所在地</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">設置者の住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設の管理者氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業の種類</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業開始予定日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実務を担当する幹部職員氏名</td><td colspan="2">職　　名</td><td>氏　　名</td><td colspan="2">有給無給の別</td><td rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">建物その他の設備の規模及び構造</td><td colspan="6">造　　　　平屋　　　　階建</td></tr>
<tr><td colspan="6">建築面積　　延面積　　敷地　　平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</td><td>定　　員</td><td colspan="5">名</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

添付書類
１　設置者の履歴書及び財産目録その他の資産状況を証明する書類
２　建物の平面図
３　条例、定款その他の基本約款
４　施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書
５　収支予算書

第６号様式（第２条第６号）

第一種社会福祉事業経営許可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

住　　所
氏　　名　　　　　　　　　㊞

（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

第一種社会福祉事業を経営したいので、社会福祉法第62条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>施設の名称</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">設置者の氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設の所在地</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">設置者の住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設の管理者氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業の種類</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業開始予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実務を担当する幹部職員の氏名</td><td colspan="2">職名</td><td colspan="2">氏名</td><td>有給無給の別</td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建物その他の設備の規模及び構造</td><td colspan="6">造　平家　階建
建築面積　延面積　敷地　平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</td><td>定員</td><td colspan="5">名</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事業を経営するための財源の調達及び管理の方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>経理の方針</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

添付書類

1　設置者の履歴書及び財産目録その他の資産状況を証明する書類
2　定款その他の基本約款
3　建物の平面図
4　施設管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書
5　施設管理者の資産状況を証明する書類
6　収支予算書
7　建物その他の設備の使用の権限を証明する書類

第７号様式（第２条第７号）

社　会　福　祉　事　業 変　更 / 廃　止 届

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

住　　　所
氏　　　名　　　　　　　　　　㊞
（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

社会福祉事業を 変　更 / 廃止 したい（した）ので、社会福祉法第　　条第　　項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更事業の比較
　　変更前
　　変更後
２　変更 / 廃止 の期日　　　　　　年　　月　　日
３　変更 / 廃止 の事由
４　変更 / 廃止 後の措置

第８号様式（第２条第８号）

社会福祉事業変更許可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

住　　所
氏　　名　　　　　　　　㊞
（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

社会福祉事業を変更したいので、社会福祉法第63条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　変更事業の比較
　変更前
　変更後
２　変更の期日　　　　　　年　　月　　日
３　変更の事由
４　変更後の措置

添付書類
　変更内容を明らかにする書類

第９号様式（第２条第９号）

施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　様

所　在　地
名　　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　㊞

施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したので、社会福祉法第67条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１　経営者の名称
２　主たる事務所の所在地
３　事業の種類及び内容
添付書類
　１　条例、定款その他の基本約款
　２　収支予算書

第１０号様式（第２条第１０号）

施設を必要としない第一種社会福祉事業経営

許可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　様

住　　所
氏　　名　　　　　　　　㊞
（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

施設を必要としない第一種社会福祉事業を経営したいので、社会福祉法第67条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　経営者の名称
２　主たる事務所の所在地
３　事業の種類及び内容
４　事業を経営するための財源の調達及び管理の方法
５　経理の方針
６　事業の経営者に事故があるときの処置

添付書類
　１　定款その他の基本約款
　２　収支予算書

第１１号様式（第２条第１１号）

第 二 種 社 会 福 祉 事 業 開 始 届

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

住　　　所
氏　　　名　　　　　　　　　㊞
（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

第二種社会福祉事業を開始したので、社会福祉法第69条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１　経営者の名称
２　主たる事務所の所在地
３　事業の種類及び内容
添付書類
　１　定款その他の基本約款
　２　収支予算書